

享保の改革に関する若干の考察

— 財政的側面を中心にして —

大 淵 三 洋 *¹

Some Consideration on the Reform of KYOUHOU — mainly on the fiscal side —

Mitsuhiro OFUCHI *¹

The reform of KYOUHOU that Yoshimune TOKUGAWA did leaves the point how to process the fiscal deficit of the shogunate.

The purpose of this paper is to try some consideration about contribution to the fiscal reform and the fiscal reconstruction in coming ages, mainly on the fiscal side by one of the three major reform of the Edo period and the KYOUHOU reform by done Yoshimune TOKUGAWA.

1. はじめに

管見の限りであるが、関ヶ原の戦い以後、乱から治への転換を終えて、「幕藩体制」と呼ばれる仕組みの下に置かれた時代、換言するならば、徳川家康が征夷大將軍に就任し、江戸に幕府を開いた1603（慶長8）年に始まり、15代將軍徳川慶喜が大政奉還をして、將軍職を辞職した1867（慶応3）年までの265年間を江戸時代と解釈している。これは、我が国における一般的な解釈と考えてよいであろう。

江戸時代を2期に区分すると、その分水嶺は8代將軍徳川吉宗の治世の1735（享保20）年となる¹⁾。吉宗は、1716（享保元）年に將軍となり、「享保の改革」を断行した。享保の改革の主たる目的は、財政的に、危殆に瀕していた幕府の立て直しであった。彼は、1745（延享2）年に、その子の徳川家重に將軍職を譲るが、その後も尚、1751（宝暦元）年に鬼籍の人となるまで、大御所として、家重の政治の後見をしている。その意味

で、江戸時代の間にあたる約40年間は、吉宗が幕政の舵取りをした事になる。

江戸幕府の実録である『徳川実紀』には、歴代將軍の言行、逸話を集めて一代ごとに本文の末尾に載せてあるが、徳川吉宗に関する逸話は20巻に及び、徳川家康の25巻に次いで、多量に収録されている。吉宗に次ぐものは徳川家光の6巻、徳川秀忠の5巻であり、家康と吉宗の逸話は断然群を抜いているわけである²⁾。これだけ逸話が多く残されているという事は、吉宗が歴代將軍の中でも、いかに重く見られていたかを示す証左といえよう。吉宗の実施した享保の改革は、幕府の「寛政の改革」と「天保の改革」においても、依憑とされ、吉宗は幕府中興の英王と仰がれている。現在まで著された多数の通史や概説書の類をみても、その評価は様々ではあるが、何らかの形で吉宗の施政に言及しないものは、まず存在しないといってもよいであろう。当時、幕府は生活の奢侈化、政治の煩雑化、財政難、権力の腐敗、士

* 1 日本大学国際関係学部国際総合政策学科 教授 Professor, Department of International Studies, College of International Relations, Nihon University

風の頹廃及び人心の対立等という好ましからざる問題に直面していた。誰か有能な経世家が出て、これらの問題を解決せねばならなかったのである。その期待を一身に担ったのが、吉宗だったのである。彼は68年の生涯中、ほぼその半生にあたる30年間を将軍として、これらの難問題と取り組んだ。

通説によれば、江戸時代の幕府政治上、大きな改革が3度あったとされている。それらは、8代将軍徳川吉宗の実施した享保期の政治と老中松平定信の行った寛政期の政治、更に、天保期の老中水野忠邦の断行した政治をいい、改革として明確に意識して実行された政治上の転換を、特に意味したものと理解されている。そして、現在では、それぞれを前述の如く、享保の改革、寛政の改革及び天保の改革と呼ぶのが通例となっている。共通していえる事は、改革の出発点が幕政の担当だという事である。当面の責任者が、極めて深刻化した幕府財政をその窮迫の状態から再建しようとし、これと関連して幕政全般の立て直しを考慮する必要に迫られ、それを断行した点に特徴がある。吉宗の享保の改革は、幕府の財政改革を中核とし、都市政策、司法制度の整備、全国規模での行政の展開と産業開発政策、更に能力主義に基づく人材登用と組織改革に至るまで、広範な分野に渡って実施されると共に、日本の社会の体質を一変させる程、非常に大きな影響を及ぼす事となった。

しかし、本稿では紙幅の関係もあり、徳川吉宗の享保の改革における財政的側面を中心に、分析研究する事としよう。吉宗の享保の改革は、幕府の財政赤字の処理をいかにするかという点から出発しているが、これは幕府より支払われる俸禄支給が、遅延や削減さえしている旗本の酷い困窮状態を立て直し、それらの財政難や生活難を、いかに救済するかに重点が置かれた。

本稿執筆の目的は、江戸時代における三大改革の一つとされる徳川吉宗による享保の改革の財政的側面を中心にして、後世の財政改革及び財政再建への貢献に関し、若干の考察を試みる事にある³⁾。

2. 享保の改革以前の財政状況

幕府の財政状態は、江戸時代を通じ平均して、

約400万石に及んだ幕府領（直轄領）からの年貢収入と、佐渡相川、伊豆、但馬生野及び岩見大森等の鉱山からの収入により、諸大名を圧倒する豊かな財源を保有していた。その幕府が17世紀末の元禄期になって、財政赤字を体験する事になった。明暦の大火⁴⁾や将軍徳川綱吉の奢侈⁵⁾という要因があるとはいえ、財政収入の中心であった鉱山収入が、鉱脈の枯渇等により大減収となった事に、大きな要因が存在した。

幕府領の石高の増加は、鉱山収入等の年貢外収入の減少と反比例している。鉱山収入の減少を補うように、幕府領が増加した。この事は、幕府領からの年貢が、財政収入の唯一の財政基盤になっていった事を意味するものといつてよいであろう。幕府領の石高が280万石台であった1663（寛文3）年から、1672（寛文12）年の10年間、米に換算した年貢収入は102万7981石、平均の年貢率は35.83%であった。幕府領の石高が380万石から390万石台であった1686（貞享3）年から、1695（元禄8）年の10年間は、平均の年貢収入が130万2967石、平均の年貢率が33.57%であった。そして、享保の改革直前の10年間である1706（宝永3）年から1715（正徳5）年の幕府領の石高は、前述の如く、江戸時代を通して平均約400万石である。更に、平均の年貢収入が131万9574石、平均の年貢率が32.29%となっていた。40年間に年貢収入は30%も増加しているが、注意すべき年貢率は3.5%下がっている⁶⁾。年貢率は、不作や凶作が存在すると即座に低下するので、必ずしも、平均的な作柄の年にも低下しているとは限らないが、幕府領の石高と年貢収入は、確かに増加している。しかし、石高の増加と年貢収入の増加は比例していない。すなわち、年貢率が漸減している事が問題であった。

幕府財政の赤字転落の要因に、鉱山収入等の減少があり、そのため幕府領を増加する事により年貢の増加を試みた。しかし、幕府領の増加と年貢収入が比例する事はなかった。換言するならば、年貢率が漸減するという事態に直面したのが、享保の改革直前の状況であった。

徳川吉宗が将軍職を継承したのは、1716（享保元）年、すなわち、18世紀の初頭であった。当

時、幕府財政はすでに破綻に瀕しており、回復の方途を失っていた。幕府と繋がりを持つ商人や職人に対して、納入物品等の債務が支払えず、幕臣への俸禄の支給も滞りがちであった⁷⁾。また、全国各地で水害等の災害が発生しても、何ら有効な対応ができない状態であった。幕府のこのような財政困窮の背景には、17世紀後半の元禄時代における全国的な商品経済の発展と、それに伴う都市部での大量消費の風潮があった。特に、諸大名が参勤交代によって、全国から集まって来る江戸においては、相互の贈答や冠婚葬祭に関わって、夥しい出費がなされ、寺社仏閣の造営事業も、この時代に盛んに行われた結果、幕府財政は窮迫の一途を辿っていた。

更に、この状態を悪化させる事になったのが、幕府勘定奉行の荻原重秀による「元禄貨幣改鑄」であった。貨幣の純分を切り下げる事によって、通貨量を増大させる重秀の元禄改鑄は、一面では、元禄社会の商品経済の発展に応じた、通貨供給の増大という合理的側面も兼ね備えていたが、改鑄に伴う名目上の差益は、幕府財政の赤字を糊塗する速効薬である事には相違なかった。しかし、この方策は幕府財政を蝕み、無定見な純分切り下げが惹起され、通貨に対する信用の失墜、幕府政治それ自体に対する信用の失墜をも伴うものであった⁸⁾。

将軍家を継承した徳川吉宗にとっての最大の課題は、破綻した幕府財政の再建であった。これには、幕府の財政支出削減と共に財政収入の拡大が必要となる。その結果、徴税方法の改正や新田開発等による年貢収入の増加が、目標として掲げられた。

3. 享保の改革と幕府の財政再建

1716(享保元)年、徳川吉宗は将軍職を継承すると、一連の享保の改革を実施したのである。その中で、財政的意味合いを有する諸政策を対象として、分析考察する事としよう。享保の改革は、財政面に限定して考えると、経費支出行為面と収入獲得面の両面を考慮しなければならない。換言すると、財政支出の削減と財政収入の増加が、財政改革、すなわち財政再建の常道である。

(1) 財政支出の削減策

財政原則という経費支出行為の観点から、財政支出の削減に関して考察すると、以下の政策を挙げることができる。

① 儉約令

将軍就任後、徳川吉宗は着々と自己の権威を高め、自分の意志を忠実に反映させる事ができる体制を確立していったが、それと並行して、武士の財政的窮乏の解決に取り組んでいった。その方法として、直後に実施されたのが「儉約令」の採用であった。儉約令は享保の時代の重要な政策の一つとして、多くの概説書に必ず紹介されている。しかし、儉約令の採用は、吉宗に限定された政策ではなかった。すなわち、江戸時代を通じて、儉約令の出ていない時はない程であって、僅かに、新井白石の草した1710(宝永7)年の武家諸法度に、節儉に過ぎるのを戒めた箇条がある程度である⁹⁾。しかし、享保の改革以前の儉約令は、約言すれば、各人その身分に応じた生活を厳守させるのを主眼としているのに対し、享保の改革のそれは、実質的に冗費の節約と支出の抑制を目的としていた。すなわち、都市の繁栄に伴って膨脹した武士の消費生活を、緊縮しようとしたものであった。

更に、徳川吉宗は幕臣達に対して、「権現様(徳川家康一筆者)の御代から格式として定まっている事はたとえ無用の事でも省略せぬが、そのほかのことは出来る限り簡略にし冗費を省いていく」¹⁰⁾との方針を明らかにした。また、吉宗は幕府の行う法会や、寺院建立にも厳しく制限を加えた。1722(享保7)年は、徳川綱吉の13回忌にあたっていた。しかし、従来、綱吉の年忌には廟のある寛永寺と共に、増上寺でも法事を営むのが例であったが、寛永寺のみとした。翌年には、徳川家継の7回忌が執行されたが、勅使下向を辞退し、読経も1000部とした。1717(享保2)年に、神田の護持院が焼失すると、その地は収公して火除地とし、小石川護国寺に合併した。しかも、今後幕府から修理の費用は支給せず、両寺領2700石の中から捻出させる事としたのである。加えて、同年、奈良の興福寺が焼けた。朝廷はその再建を幕府に要求したが、幕府はこれを拒否した。1720

(享保5)年には、上野の徳川家光の廟が焼けたが、その再建も行わず、徳川家綱の廟に合祀し、吉宗自身の廟の建立を許さぬ旨を明らかにした。このように、幕府や朝廷に深い関係のある寺院といえども、その造営に著しい制限を加えたのである¹¹⁾。

儉約令は、儀礼面ばかりではなかった。1721(享保6)年には、日常の出納にあたる諸役人に経常費の節約を命じ、余計な支出と思われる事があれば、意見を申し述べるように令したのである。徳川吉宗は、1722(享保7)年には、本格的な財政再建に着手したが、その際、諸大名と全旗本に向かって財政状況を説明し、生活に掛かる費用の引き下げを命じた。1724(享保9)年には、音信、答礼、婚礼、衣服及び夜着蒲団等の類に至るまで、詳細にその限度を示す触(ふれ)が出されたのである。その後も1731(享保16)年、1735(享保20)年、1743(寛保3)年等に儉約令は繰り返されている。

また、儉約令と表裏をなす政策として、奢侈品の製造禁止と物価統制がなされた。これも新しい政策ではないが、特に、徳川吉宗の享保の改革で注目しなければならない事は、その目的達成のために、統制策を用いた事である。すなわち、1721(享保6)年11月、幕府は江戸の商人と職人達に組合を結成させ、新規の品の製造販売と火災後、物価騰貴をさせる事を禁じ、組合員の連帯責任を以て法令を遵守し、新規の開業、転廃業、転居の届出、組合不加入者及び法令違反者の監視と届出を命じた。従来、幕府は商人が同業組合を結成して価格の協定等を行う事を許さず、しばしば禁令を繰り返してきた。然るに、以後は商人の組合を積極的に結成させ、その団結力を利用して、法令を尊守させようというのであるから、幕府の政策は大きく変化したといえよう¹²⁾。

②通貨政策

通貨政策も幕府の緊縮財政の一端を担う重要な政策であった。享保期の初期においては、貨幣数量は相当数に膨脹していた。前述の如く、享保期以前の元禄期の末頃から、急激に鉱山の金銀産出量が増加した事や、外国貿易の利益等によって、幕府は膨大な利益を獲得していた。ところが、次第に都市生活が向上し、貨幣経済が発達するにつ

れ、貨幣需要は増加したが、鉱山からの産出高は、17世紀中頃には、全く消滅してしまった。その結果、幕府は需要に応じるため、漸次貯蔵していた金銀を貨幣に铸造し、幕府の巨額の貯蔵金銀も17世紀末頃には、底をつく事となったのである。

1695(元禄8)年、前節で述べたように、幕府は勘定奉行の萩原重秀の意見を採用し、それまでの貨幣の質を悪化させてまで、貨幣数量を増加させて、財政状況の困窮を救済する一策とした¹³⁾。しかし、貨幣の質の悪化につれて、物価が騰貴し始めたのである。また、新旧貨幣の交換も滞りがちとなり、通貨制度の混乱が惹起する事となった。その結果、折角の改鑄差益金も、将軍以下の贅沢な生活や物価騰貴、加えて地震等の災害も重なり、失われてしまった。

1718(享保3)年11月、幕府は「新金銀通用令」を発し、通貨の統一と収縮を、急速に推進する方針を明らかにした。特に、交換比率の改正により、新旧銀の交換は2対1が4対1に改められた¹⁴⁾。新金銀通用令は、予想された通り、各方面に大きな衝撃を与えた。幕府が神経を尖らせたのは、銀相場の騰貴であった。そこで、対応策を講じたのが、町奉行の大岡忠相であった。忠相は、緊縮財政という大方針を、民衆に貫き通す至上命令を帯びた幕府の役人である。忠相の対応策の結果、緊縮財政政策は軌道に乗っていったといっても過言ではない。

以上のような儉約令と通貨政策により、徳川吉宗は、一連の緊縮財政政策を強行し、幕府財政を建て直そうというのが、享保初期の政策であった。それにも拘わらず、その成果は予想通りには得られなかった。換言すれば、財政状況は悪化の一途を辿ったのである。幕府の経費支出面である、財政支出の削減には限界があった。次に、享保の改革の中核をなした収入獲得面である、幕府の財政収入の諸策に関して、詳細に分析考察する事としよう。

(2) 財政収入の増加策

①年貢増徴

まず、享保の改革による年貢の増収策に関して、分析考察する。当時、徳川吉宗が打ち出した

方策は、定免法によるもの、有毛検見法によるもの、三分の一(金)銀納法を利用するもの、の三つに分けられる。

第一の定免法に関してであるが、検見法と定免法とは、江戸時代を代表する年貢徴収法であった。本来、領主層は「農民を生かさぬよう、殺さぬように」という言葉が象徴するように、江戸時代の初期においては、農民の生産する作物のうち生活維持に必要なものを除き、その都度(毎年)取り尽くそうという検見法であった。農民からの収奪を実現するためには、その年々の作柄を実際に検査して、それに基づいて、その年の年貢量を決める検見法は、まさに、最適な徴税方法と考えられていた。しかし、実際には、検見のために村々を廻ってくる役人に対する接待、人馬の供出等の農民側の負担が多い上に、年貢率を軽減してもらうために、無用の出費を余儀なくさせられる農民達も、多数存在した。

更に、時代が進んで農作業が複雑化してくると、検見法という年貢の徴税方法は、時代に適合しなくなってくる。すなわち、稲作の場合でも、その規模が拡大し、それまでのような晩稲の単一品種のみではなく、早稲や中手等といった収穫時期が異なる稲が、生産されるようになると、収穫も検見を待って行う事は、実態に合った方法といえなくなってきた。加えて、元禄時代になると、米でも他の作物でも、市場に出す時期によってその価格が大きく変動し、検見法のように検見を受けてから収穫して、市場に出すという方法は、大変な困難を伴うものとなって来たのである。

定免法は、徳川吉宗の享保の改革によって、年貢制度改正の中核となったものである。この方法は、免(年貢率)を一定にする意図を有した。村々の田畑の石高¹⁵⁾に年貢を定率賦課して、定額の年貢を毎年納入させるものである。吉宗の改革では、検見役人の廻村を停止する代わりに、若干高率に設定した定免法を導入して、農民側に双方の何れか一方を選択させたのである。その結果、農民側では高率であっても、定免法の方を選ぶ傾向があった。これによって、幕府は高率の定額年貢を毎年確保できるという成果を得る事ができたのである。

第二の有毛検見法は、どのような年貢徴税方法であったのであろうか。この徴税法は、それまでの検見法や定免法が、検地に基づく石盛に依拠して、年貢を賦課したのに対し、石盛を全く無視して、田畑の等級にも基づかず、実際の作物の出来具合を一筆一筆実際に調べて、年貢を賦課する方法である。そして、幕府の要求する年貢率を、検見法を農民が希望するならば、有毛検見法にして、その結果、実際の年貢量が以前より多くなった、と不平不満が出ても関知せず、年貢率の引き上げに利用したのである。

有毛検見法は、農民に接触する役人に、不正を生じさせる危険は多分にあったが、その危険をおかしても、最大の幕府の財源であった農業生産の実態を、確実に把握しようという意図の下で、採用されたのである。しかも、それは年貢を適正にして、農民の生活の窮乏を緩和しようとするものではなく、以前に実施された検地以降の生産力向上の成果を、余す事なく年貢の対象として、把握しようというものであった。換言すると、幕府の収入増加を図る政策といえるであろう。

第三の三分の一(金)銀納法は、徳川吉宗が定免法と同時に、採用した年貢徴税法である。三分の一(金)銀納法とは、主として、上方や西国筋の幕府領で行われた徴税法であり、これらの地方では、全耕作地の三分の一を畑地と見なし、畑地では米を作物としないので、一応、石高に応じた年貢を米で割り掛けておくが、実際に幕府に納める段階で、それを銀に換算して納入する方法であった。

以上のような年貢徴税法を駆使して、実質上、徳川吉宗は年貢の引き上げを試みた。当然の如く、農民側の抵抗も大きかった。前述の「農民を生かさぬよう、殺さぬように」というのは、本来、徳川家康が理想とした年貢の取り方であった。そして、不都合があれば微調整を行い、理想の年貢徴税法に修正していくという経験的手法の側面を、有していたのである。その一つとして、広く用いられたのが「夫食拝借(ふじきはいしゃく)」という方法である。夫食拝借とは、農作物の収穫時に、少し多めに年貢を徴収しておいて、春が過ぎ夏になって農民が、生活に困窮した場合、

その分を調整して、返していく方法である¹⁶⁾。

だが、吉宗政権下での年貢増徴が進むにつれ、この夫食拝借は増加の一途を辿る事になった。その結果、吉宗の試みた年貢増加策は、意味のなくなる可能性が生じた。そこで、幕府は「破免検見法（はめんけみほう）」という年貢徴税法を、定免法と併用する事とした。この徴税法は、大きな凶作が発生し、予め決められた量の年貢が納められない場合、定免法を停止し、その年だけ、臨時に検見法を採用するというものであった。採用当時、幕府は、破免を適用するのは、1国1郡にも及ぶ程の大凶作で、更に、その村の農民が1人残らず、検見法を願ひ出れば、破免を許可した。ただし、その時に検見法によって得られた結果が、定免法の場合よりも年貢が多くなっても、一切の不平を認めないという条件を付加したのである。だが、農民の要求は強くなる一方であったので、1727（享保12）年になると、1国1郡に及ぶ程の大凶作でなくても、5割以上の損耗があった場合は、破免を認める事とした¹⁷⁾。それでも、農民の生活は困窮する一方で、全国各地で百姓一揆が惹起したのである。

更に、三分の一（金）銀納法を利用していた畿内や、西国地方の畑年貢の引き上げについても、問題が存在した。元来、江戸時代の初期においては、畑は農民にとって、自家菜園のような意味合いが強かったので、田と比較すると年貢も低く抑えられていた。その畑に4代将軍徳川家綱の時代の中頃から、収益性の高い綿や菜種が生産されるようになり、徳川吉宗政権はそれを対象として、年貢増収を試みたのである。しかし、畿内や西国地方といっても、すべての地域の畑地に、収益性の高い作物が生産されていたのではなかった。その事を考慮せずに、代官達に米と金銀との換算率の引き上げ競争を実行させる、という形で、畑年貢の引き上げを図ったので、当然の事であるが、不都合が生じたのである。従来どおりの畑作を行っていた山間部の村々では、その影響が大きく、1725（享保10）年には、但馬国朝来郡下において、1726（享保11）年には、美作国勝南郡下村々で、1731（享保16）年には、但馬国生野銀山の村々で、換算率せり上げに抗議する百姓一

揆が生じている。その結果、1734（享保19）年には、以前のように農民と交渉の上、米金銀換算率のせり上げをする方法は、代官達によって異なり、不公平があった。その上、その都度、農民を呼び出して、交渉するのも困難という理由で、以後は、地域別相場に一定の増金銀を加えるという事で、従来の代官達にせり上げを競わせる、という方法を中止させたのである。

しかし、農民達の不平不満は著しいものであった。百姓一揆は、江戸時代を通してみると、約3000件も惹起したといわれている¹⁸⁾。特に、徳川吉宗が強硬な年貢増徴策を押し進めた享保期（1716年～1735年）は、百姓一揆史上、注目すべき一揆の数であった。更に、注目すべき特徴は、それまでの大部分の百姓一揆が、私領で起こっていたのに対し、享保期になると、幕府領に集中しているという事である。その理由は、吉宗政権下で幕府の強引な年貢引き上げ政策が、行われた結果と推考される。

②新田開発

1722（享保7）年5月、徳川吉宗は老中月番制の慣例を破り、水野忠之を勝手掛に任じ、財政再建に専念させた。更に、これと並行して勘定方の職制を整備した。すなわち、勘定奉行と勘定吟味役を、勝手方と公事方に区分し、1年交代で何れかの部門に、専念させる事とした。加えて、翌年には、勘定組頭と勘定衆も年貢関係、諸役所会計監査、代官関係、御殿詰及び金品出納の5部門に配属した。勘定方の人員も著しく膨脹した。勘定方役人の大半を占める勘定衆の人数は、1723（享保8）年以前は明らかではないが、同年に130人であったものが、1733（享保18）年には186人に達している。10年間に56人、実に4割強の増加である。以後、この数に変動がないので、享保時代に、勘定方は最高の数に達したのである¹⁹⁾。

以上のように、財政再建の体制を整えた幕府は、具体的に、どのような諸策を実施したのであろうか。まず、当面の問題であった切米支給にも事欠くような窮状から、脱出しなければならなかった。そこで、緊急措置として発せられたのが「上米令」である。1722（享保7）年7月、幕府は諸大名に向かって、領地の石高1万石に付き

100石の割合で米を上納するように命じ、徳川吉宗は、上米令を發布するに際して、参勤交代時の江戸滞在に伴う、諸大名の大量出費の機会を少なくして、負担を軽減するという代償措置を講じたのである。すなわち、吉宗による緊急策だったのである。その代わりに、江戸参勤の期間を半年に短縮した。これを「上米」といつている。これは年間約18万7000石の収入となり、切米と扶持米総額の約5割、年貢収入の1割強に相当した²⁰⁾。上米令によって、当分の間、財政難を緩和する事が出来た幕府は、抜本的な収入増加の途を講じた。

上米令を発した後、幕府の財源増加策として、享保の改革で重要視されたのは、新田開発であった。工業が生産活動の中心で、それも種類が多様化している現代社会と異なり、江戸時代の産業といえば、農業が中心であった。従って、農業に対する徴税を強める事だけでなく、農業を営む場である田畑を増やす新田開発は、最も正統的な財政再建の常道と考えられた。当然、徳川吉宗政権は、年貢の増徴と同時に、新田の開発に力を注いだ。その理由は、江戸時代の農業技術では、農耕地の大小が農業生産力の大小に直結していたからである。その結果、江戸時代の初頭においては、幕府と諸大名は、新田開発に力を注いだ。やがて、それも一段落し、4代将軍徳川家綱の終わりの頃からは、それまで開発されている田畑を、いかに最大限度に有効活用するか、という田畑中心主義が、農政の基本方針となっていった。そして、新田開発はむしろ、本田畑の耕作を疎かにしたり、入会採草地や揚水不足の原因となる、という理由で、領主達は、新田開発を嫌うようになっていた。更に、この頃から資本を蓄積した商人達が、その投資対象を土地に求め、新田開発を開始する者も発生してきていたが、領主達は、本田中心主義の立場から、これを禁止していたのである。

徳川吉宗は、改革以前のこうした傾向を大きく転換させて、1722(享保7)年7月、新田開発に関する高札を江戸日本橋に立て、「諸国に新田となるべき場所があれば、その所の代官・領主・百姓とよく相談し納得させた上、開発の方法をくわしく絵図・書付に記し、五畿内は京都奉行所、西国・中国筋・関八州は江戸町奉行に願出よう

に」²¹⁾と布告を発して、開発人を募った。すなわち、幕府は自力で新田開発する力を既に失っていた。そこで、財力のある町人達の力を頼ったのである。その代償として、新田開発に使用した資金の1割5分の限度内で、町人が、その新田から小作料を取る事を許可し、それを年貢同様に保証したのである²²⁾。

更に、新田開発をさせた代官には、その身一代の間、この新田から獲得できる年貢の10分の1を支給する、という思い切った方法を採用したので、代官達は、競って新田になる土地の発見に努め、地元の村々と争いを惹起する事さえ生じたのである²³⁾。その結果、吉宗が、享保の改革に本格的に取り組み始めると、幕府は、それまでの本田畑中心主義を180度転換して、財政再建のため、再び新田開発に積極的に関与していったのである。例えば、信州塩尻の代官の山本平八郎は、松本藩領内の安曇平に、新田として耕作可能な芝生地を、見つけて開発したところ、地元の松本藩領の農民達が抵抗をした。平八郎は、「検地帳にのっている田畑は松本藩6万石の中にはいるが、それ以外の土地はすべて將軍のものだから、反対するのは筋ちがいである」²⁴⁾と述べ、この新田開発は、結局のところ取りやめとなった。また、岡山藩領児島湾の地元の開墾をめぐって、幕府と岡山藩とが、長い間の争い続ける等した。ともかく、こうした努力の結果、武蔵野新田82カ村、越後の紫雲寺湯新田、下総の飯沼新田及び武蔵の見沼代用水新田等の多くの新田が開発された。しかし、新田の開発に従事する者には、家作料と農具代を支給するからといって、農民を集めておいて、必ずしも、その約束を守らないだけではなく、年貢を取り急いだため、途中で多くの農民達が逃げ出してしまいう等、その新田開発には、多くの困難が伴った。それでも、1736(元文元)年には、大岡越前の貢献もあり、多摩郡内に40カ村、新座郡内に4カ村、入間郡内に4カ村、高麗郡内に19カ村の合計82カ村が誕生したのである²⁵⁾。

③殖産興業

以上の幕府の財源増加策と関連づけて、考慮しなければならない事は、いわゆる殖産興業であった。元禄の頃から、畿内の農村における木綿や菜

種の栽培、あるいは、それらを原料とした綿製品や燈油製造等、都市消費人口の増大に応じた商品生産が発達し、享保期になると、各地に都市の職人達の工芸的な生産とは、異なる新しい産業が生じてきたのである。諸藩は領内の特産品を奨励し、専売制を実施して重要な財源とした²⁶⁾。

1729(享保14)年には、関東の代官に対し、農民に菜種栽培を督励するように命じた。菜種の奨励は、この数年前から実施されているが、農民は、これに重い年貢と運上等が課される、との疑惑をもち栽培しなかった。植付けても申し訳程度で、手入れも積極的にやる事はなかった。そこで、代官に命じて栽培を督励させたのである。また、1728(享保13)年の暮には、唐胡麻の栽培を同じく関東地方の農民に奨励している。

農産物の奨励として、特に、有名なのは甘藷(さつまいも)の栽培である。これに関しては、青木昆陽が、1734(享保19)年に命を受けて、小石川養生所の一隅に試植した事が、一般に熟知されている²⁷⁾。昆陽は、以前より、甘藷が飢饉の時の食料として、有効な作物である事を知り、また、近年の伊豆諸島の飢饉によって、そこに流されている罪人達が、飢え苦しんでいる事を聞き、その救済のために、島々に甘藷を栽培する事を建言して認められた。吉宗を始めとする幕府首脳部が、甘藷に強い関心を持ったのは、飢饉の際、実際に大きく役立ったためといわれている²⁸⁾。更に、幕府は榎の栽培も試みている。その種子は紀州から取り寄せ、吹上に試植された。その結果が良好であったので、芝新堀端と品川御殿山でも栽培された。

以上のような、財政支出削減策と財政収入増加策に関する諸策により、徳川吉宗の享保の改革は、徐々に効果を挙げ、財政再建は、着々と達成されていった、と思量される。

4. むすびにかえて

1716(享保元)年から1721(享保6)年までと異なり、1722(享保7)年以降の収入獲得面の諸策補完により、財政再建に努力した結果、数年後には、一応の成果を得る事が可能になった。徳川吉宗の財政支出削減策と、財政収入増加策に

よって、幕府の財政赤字はどの程度、改善されたのであろうか。

1722(享保7)年から1731(享保16)年の10年間に、米で約3万5000石、金で約12万8000両、1732(享保17)年から1741(寛保元)年までの10年間に、米で約4万8000石、金で約35万4000両、1742(寛保2)年から1751(宝暦元)年までの10年間に、米で約7万5000石、金で約96万両という財政黒字を達成したのである²⁹⁾。

更に、1728(享保13)年に徳川吉宗が、4代将軍徳川家綱が、1663(寛文3)年に行って以来、途絶えていた日光東照宮参詣を、実に65年ぶりに実施する事を可能にしたのも、幕府の財政状態に余裕が生じたからであった。また、1730(享保15)年に、上米令を廃止したのも、財政困窮を克服し得た結果と推考される。吉宗は、その財政手腕により、見事に従来の財政赤字を解消し、幕府の財政再建に成功した、と結論づける事が可能であろう。しかし、幕府財政は、一時、享保期の中頃まで順調に推移していたが、程なく財政健全化の可能性を失い、1745(延享2)年、吉宗が引退する頃には、再び下降線を辿り始めたのである。

徳川幕府が15代を通じて、265年間もの長き間、その治世を保つ事ができたのは、徳川家康以来の極端な鎖国政策が成功したためとの解釈も存在するが³⁰⁾、同時に、親藩配置の巧妙さや参勤交代制度の原則的維持も、その一因であった。しかし、より大きな原因として推考される事は、江戸時代の15代に渡る将軍を通じて、比較的暗君が少なかった点である。本稿冒頭に述べた如く、幕藩体制の欠点を補う明君や賢臣が現れて、幕府の危機を救済した場合も、少なくなかった。徳川中興の明君と讃えられた8代将軍の徳川吉宗こそは、その代表的人物で、もし、吉宗が幕府の財政的困窮に対して、立ち上がらなかつたならば、徳川幕府も、あるいは北條氏の9代に及ばなかつたのかも知れなかつた。

註

- 1) 江戸時代の区分には、2期説と3期説とが存在するが、筆者は財政の見地より、等閑視されてきた2期説を採用する。詳細は、拙書『近世諸藩における財政改革－濫觴編－』八千代出版社、2018年、1～2頁及び拙書『近世諸藩における財政改革－療原編－』八千代出版社、2019年、はしがきを参照されたい。尚、3期説に関しては、代表的人物として、九州大学名誉教授の田中三敏が存在する。
- 2) 辻達也『徳川吉宗』吉川弘文館、1985年、1頁参照。
- 3) 尚、徳川吉宗が将軍就任以前に実施した和歌山藩の財政改革に関しては、前掲拙書、濫觴編、第7章を参照されたい。
- 4) 明暦の大火とは、1657(明暦3)年1月の災禍をいう。江戸城天守閣から大名屋敷まで焼き尽くし、死者数万に及んだ。この大火の教訓として、江戸市街の大改造が行われた。
- 5) 徳川綱吉の生活面の他に、護持院、湯島聖堂、寛永寺根本中堂、寛永寺本坊及び増上寺等の造営と再建費用に多額の費用を要した。
- 6) 藤田覚『近世の三大改革』山川出版社、2017年、21～22頁参照。
- 7) 幕府出入りの商人及び職人に対する累積債務は、40万両以上にも及ぶものといわれていた(笠谷和比古『徳川吉宗』筑摩書房、1995年、247頁参照)。
- 8) この救い難い通貨不信感は、荻原重秀の財政政策を厳しく指弾した、次代の新井白石によって是正され、徳川吉宗政権にも継承されたが、その後、糊塗されてきた幕府財政の破綻という現実が待っていただけであった。
- 9) 辻達也、前掲書、54頁参照。
- 10) 同上、55頁。
- 11) 同上、55～56頁参照。
- 12) 尚、奢侈品禁制と物価統制令も、享保時代を通じて、何度も発せられている。
- 13) 絶大な国家の権力をもってすれば、単なる紙切れでさえも、貨幣として流通させる事は、歴史上、その例が少なくない。荻原重秀は、多少質は落ちるとしても、金銀貨幣には違いがなく、何の問題もなく、流通すると考えたに相違ない。
- 14) 新金銀通用令は、銀使いの地方経済に大きな衝撃を与える事が予想され、幕府首脳部の意見は、容易に決しなかったが、徳川吉宗の裁断で発令をみるに至ったのである(辻達也、前掲書、64頁参照)。
- 15) この場合、石高とは検地帳に記載されてる田畑の法定生産高を意味する。
- 16) 夫食拝借は、現在でいう予定納税として、予め多めに税を徴収しておいて、年末調整時に取りすぎた税額を還付する、という方法の端緒となったといえよう。
- 17) 大石慎三郎『吉宗と享保改革』日本経済新聞社、1994年、173頁参照。
- 18) 同上、175頁参照。
- 19) 辻達也『徳川吉宗』吉川弘文館、1985年、73頁参照。
- 20) 笠谷和比古、前掲書、81頁及び辻達也、前掲書、74頁参照。
- 21) 辻達也、前掲書、75頁。
- 22) この徳川吉宗が採用した政策は、明治、大正及び昭和時代の日本社会の特性である、寄生地主制への道を開く事になっていく(大石慎三郎『徳川吉宗と江戸の改革』講談社、1995年、93頁参照)。
- 23) 同上。
- 24) 同上、93～94頁。
- 25) 同上、94頁参照。
- 26) しかし、幕府の享保の改革による財政再建策は、主として、農民達からの年貢増徴に力を注いだのであって、産業の奨励も、年貢負担能力を増加するために行われたものであり、積極的に、新しい財源を求めたものではなかった。
- 27) 青木昆陽ほど有名ではないが、幕府の書物奉行を勤めた深見有隣も、甘藷の関東移植の功労者の1人である。有隣は、明の福建省から来住した帰化人の子孫で、長崎とも密接な関係があり、甘藷について多くの知識を保有し、徳川吉宗に対して、甘藷の用法や栽培法

を詳しく説明している。

- 28) 辻達也、前掲書、82～83頁参照。
- 29) 大石慎三郎、前掲書、184頁参照。
- 30) 日本英雄傳編纂所編『日本英雄傳』（第七卷）
非凡閣、1936年、116頁参照。